

(証券コード 6201)
2026年5月12日

株 主 各 位

愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
株式会社 豊田自動織機
取締役社長 伊 藤 浩 一

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年6月3日を効力発生日として、当社の普通株式74,100,604株を1株に併合することを決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年6月3日を効力発生日として、発行可能株式総数、単元株式数、定時株主総会の基準日、場所の定めのない株主総会及び電子提供措置等に関する定款の定めを変更することを決定いたしました。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年6月3日を効力発生日として、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)74,100,604株を1株に併合する旨の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び単元株式数の定めを廃止することを決定いたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当社株式を売却することによって得られる金銭を、株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をトヨタアセット準備株式会社(以下「公開買付者」といいます。)に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける買付け等の価格と同額である20,600円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2026年8月下旬頃を目途に、株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

当社株式の最終売買日	2026年5月29日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年6月1日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年6月3日(水)(予定)
端数相当株式の売却代金の交付	2026年8月下旬頃(予定)